

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会会議録

第一日（四月二十一日）



△案件

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて  
新消防指令センターの整備について

△会場 川越地区消防局 三階講堂

△出席委員

委員長	柿田 有一	議員	副委員長	道祖土 証	議員
委員	加藤 進	議員	委員	樋口 直喜	議員
委員	吉敷 賢一郎	議員	委員	吉野 郁恵	議員
委員	小林 薫	議員	委員	片野 広隆	議員
委員	大泉 一夫	議員	委員	小ノ澤 哲也	議員
委員	小野澤 康弘	議員			

△組合議会議長

議長 中原 秀文 議員

△組合議会副議長

副議長 森田 敏男 議員

△説明のための出席者

管理者	川合 善明
副管理者	飯島 和夫
〃	栗原 薫
消防局長	齋藤 匡央
次長	西村 政徳

△委員会に出席した職員

〃	沼田 健
新消防庁舎建設準備室長	武笠 浩
新消防庁舎建設準備室副室長	中村 俊規
新消防庁舎建設準備室主任	高橋 一二三
指揮統制課長	長澤 俊幸
指揮統制課主幹	采澤 勝義
指揮統制課主査	江田 邦彰

書記長	松本 清一
書記	黒澤 博行
〃	落合 昭仁
〃	青柳 慎次郎

○開 会 午後二時〇分

○議 題

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて

柿田有一委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会は定足数に達してお

りますので、これより開会いたします。

直ちに会議を開きます。

事務局、傍聴人は。

(「傍聴人なしでございます」と言う者がいる)

柿田有一委員長 それでは、議事に入ります。

審査に入ります前に、前回の会議の内容を確認いたします。

三月十八日の会議では、審査に入る前に令和三年十二月十六日の会議

で、造成工事に係る質疑の答弁で不足していたことについて説明を受け

ました。

次に、消防庁舎及び訓練施設等に関することについては、造成工事について、実施設計について、財産の取得について及び事業スケジュールについて、資料を基に説明を受け、次に、新消防指令センターの整備については、基本構想について資料を基に報告を受け、次に、今後の進め方について協議し、閉会いたしました。

以上が前回の特別委員会の概要であります。

続いて、本日の特別委員会であります。お手元に配付しております特別委員会次第を御覧ください。

本日は、消防庁舎及び訓練施設等に関することについては、造成工事について単独議題とし、理事者より説明を受け、質疑を行います。

次に、新消防指令センターの整備についてを議題とし、基本構想について、前回の会議で答弁の不足していたことについて説明を受け、質疑を行います。

続いて、今後の進め方について御協議願ひ、特別委員会を閉じさせていただきます。

以上が本日の予定であります。

これより付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関することについて、審査に入ります。

初めに、造成工事についてを議題といたします。

造成工事については、当初、敷地面積約二万五千平方メートルとし、庁舎等の配置を計画していましたが、一部の土地で地権者と交渉が難航し、取得を見送ることになり、敷地面積が約二万平方メートルとなり、かつ、不整形地となった土地で建設を進めるとの報告を受け、調査を行ってきましたが、前回の会議で小野澤委員から管理者、副管理者の考え方を確認したいとの意見が出されましたので、改めて小野澤委員から正

副管理者に確認したい事項を発言いただければというふうに思います。

小野澤委員、よろしく願ひいたします。

小野澤康弘委員、それでは、私のほうからお伺いさせていただきます。

今般、大変お忙しいところ正副管理者に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

この特別委員会で付託を受けている件につきましてですが、まず住民の安全で安心な暮らしを支える消防活動拠点として、災害に強い消防庁舎を早期に整備することで、その調査を行うことであるというふうに私は認識しております。このことに鑑みまして、現在、委員会でも示されておりますスケジュールは必達であると考えております。

そのような中で、柿田委員長並びに副委員長を中心に調査を積み重ねてきたわけではありますが、前回、三月十八日の委員会では、前向きであるがゆえにいろいろと御意見があったようでございます。少し整理と確認を行う意味で、消防組合正副管理者の思いをお伺いさせていただきました。今回、消防組合正副管理者に出席要求をさせていただきました。

もちろん御存じかと思えますけれども、今までの経過でありますけれども、平成二十九年度に川越地区の消防局、川越北消防署新庁舎整備基本構想が策定をされたわけでありまして。規模については、一万五千から二万平米。

その翌年度、三十年代でございますけれども、川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設基本計画が策定され、消防機能、規模、配置計画などが、川越市議会の決議を経て二万平米以上とし、最終的に二万五千平方メートルとなったわけでございます。

その後、令和二年の十月、委員会でも南側の土地の一部が利用活動が困難なことから除外等の報告を受け、そのときもいろいろ意見があったわけでございます。

その翌月、我々委員会として、十一月の委員会では現地のほうへ視察をさせていただきまして十月の委員会でのいろいろなやり取りの中で、高橋剛議員への答弁であった土地取得を断念するという答弁から取得できるように調整すると訂正し、合意が得られていない土地ということで表現をされてきたわけでありませう。

その後、令和二年の十二月に現状の土地の取得を消防議会で議決を行ったわけでありませう。

そして、令和三年八月には、建物の配置の見直し、また、十月の委員会では事業費の見直しの報告がありまして、令和元年度概算事業費からさらに新たな見直し後の概算事業費の報告を受けております。総事業費が五十億から六十二億の数字を伺い、委員からもいろいろな御意見があったように記憶しております。

その後の、今年でありますけれども、四年の三月十八日、前回の委員会での報告に至っているわけでありませう。

その中で、我々が頂いている資料、南側の土地でありますけれども、取得を見送った土地という表現で描かれておりましたので、私としても恐らく取得が非常に難しくなってきたのかなというふうに推測をするわけでありませう。

そのようなことも含めて、先ほど申し上げましたが、前回、前向きゆえにいろいろな御意見がこの委員会でも出たわけでありませう。

そこで、まず初めに、栗原副管理者に改めて確認をさせていただきたいところですが、スケジュールと予算措置についてどのように考えておられるのか、御説明をいただければと思ひます。

栗原副管理者 消防庁舎建設事業のスケジュールと予算措置の内容について、御答弁を申し上げます。

まず、消防庁舎の建設事業につきましては、令和七年度末までを目途

として事業を推進しているところでございませう。

今、小野澤委員のほうからありましたけれども、これまで、平成二十九年度に基本構想、平成三十年度に基本計画を策定いたしまして、令和元年度に基本設計、令和二年度から実施設計を行いまして、令和二年の十二月、合意形成をいただきまして、新庁舎建設事業用地の取得をいたしました。

令和三年度には令和二年度に続きまして実施設計を行うとともに、令和二年度に取得できなかった一部の土地について取得をしたところでございませう。

こういった事業を進めているところでございませうけれども、本事業にかかる財源でございませうが、地方債を活用して事業を進めているところでございませう。

用地取得につきましては、今の現庁舎の用地面積分、あるいはヘリポート分、これらについては防災基盤整備事業として防災に対する事業債というものを活用しております。この地方債は、充当率自体は一般事業債と同じ七五%ですが、元利償還金については三〇%が交付税算入される種類のものがございます。

また、これらを超える部分につきましては、一般事業債を活用して用地のほうは取得をしております。

また、令和二年度から行われている実施設計につきましては、令和二年度につきましては、今申し上げます防災対策事業債というのを活用してございませう。

令和三年度につきましては、国のほうで国土強靱化の推進の一環として、緊急防災・減災事業債というものの事業期間が五年間、令和七年度まで延長されました。そういったことがございまして、今回の令和三年度実施計画につきましても適債事業であるということで、それを活用し

でございます。

この緊急防災・減災事業債というのは、充当率が一〇〇%、また、元利償還金について交付税算入七〇%という非常に特別な地方債というところでございます。

こういったものを活用して今まで事業を推進しているところでございますけれども、この新消防庁舎建設事業につきましては、指令センターの更新の時期、そういったものもございませうけれども、もう一つ財源的に非常に有利で効果的な緊急防災・減災事業債、こういったものの活用を考えて、効果的に事業を進めていきたいと考えております。

そういったことから、スケジュールにつきましては、令和七年度末まで事業のほうを推進していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

小野澤康弘委員 ありがとうございます。

委員会のほうでも資料要求があつて、資料を頂いた経過がありますけれども、改めて確認させていただきました。

続きまして、委員会の中でも基本計画の中にある規模、いわゆる事業用地でありますけれども、先ほど計画の中でも少しお話をさせていただきましたが、面積の相違がございませう。

事業を行う用地というのは、面積の確保はもちろん最優先でありますけれども、面積があればある程度の計画上の機能は確保できるということとであります。特に消防局の事業拠点は、間口であるとともに、私ほできるだけ整形な土地であることが望ましいというふうに常々思っております。

元局長の比留間局長も、この事業用地に対しましては、間口について非常に重要性を発言の中で見出しておつた経過がございます。

そこで、私も現地の土地につきまして私なりに正確とは言えないかも

しれませんが、いわゆるかげ地の割合を少し計算してみました。いわゆる不整形地の割合でございます。

このことに関しましては、基本計画の中でも、評価の一環の中で現状の地形とかげ地の割合、そういったことが記載されておりましたので、私なりに計算してみたんですが、現状の土地は、整形地の割合、約六一%ぐらいなんです。ということは、かげ地の割合が三九%。逆に言えば、そういうことになるんです。

前回頂いた資料のBの土地。前回の委員会でも土地のことが出ていたんですが、少し触れさせていただきましたけれども、Bの土地を仮にこれが取得できたとしたしますと、不整形地の割合がおおむね七十五、六%に恐らくアップいたします。

また、仮に前回の資料上、今回取得を見送った土地ということの土地が既にあるわけでありませうけれども、これを加算いたしますと割合的に約八二%ぐらいになるかと思うんですね。これはあくまでも見方でございますので、参考にお聞きしていただければ結構だと思います。

このようなことは計画の候補地、評価項目の敷地の形状の中の間口、想定整形地に対する評価ということでも項目がありましたので、一応、考え方をお知らせしてまいりました。

そこで、今回、正副の管理者にお越しいただいておりますので、私のほうからお伺いしたいと思うんです。川合管理者並びに飯島副管理者に本件の事業用地の規模に対して、どのような思いで推移してきているのか、お伺いをさせていただきたいと思ひます。

管理者 御答弁申し上げます。

まず、事業用地に対する思いでございますが、広さ的にはまずまずの面積であろうかというふうに考えております。

皆様方御承知のように、途中で当初の間口に当たる部分の地権者の方

が売ることに対して難色を示してこられたその時点におきまして、いろいろ交渉はしたんですが、難しいということで、やむを得ず基本設計を生かしたまま現在の残された土地でできないかというようなことを検討させましたところ、基本設計を変えずに、庁舎建物を北にずらすことによつて西側への進入路も確保できる。北側からの進入路も確保できる。そういうような形でできるといふことで、取得できない部分を除いて事業を進めるといふ決断をしたところでございます。

確かに、地形は不整形になってしましますが、令和七年度中に完成を見なければならぬといういろいろな条件でそういうようなこともございまして、地形そのものについての検討はある意味ではやむを得ない、そういうような思いで、現在の残された地形のままの土地で事業を進めるといふことを進めたものでございます。

以上でございます。

飯島副管理者 小野澤委員の御質問にお答えをしたいと思います。

土地の関係でございます。

当初、計画の中では一万五千から二万ということがあれば機能が満足できるという話でございました。そういう中で土地を探すといふことで現在の土地が決まったわけでございますが、いろいろな交渉の中で一部土地がなかなか取得できないといふことで形が変わりました。そのときに、消防本部からも話は聞いておりますが、少し形が悪くなったので、違う土地、議会の皆さん方から二万五千ぐらいはといふことがあったので、ほかの土地はといふことで聞いたところでございます。

その意見交換の中で、広げればいんだけど、事業が令和七年の当初に機能するといふことが求められておりましたので、時間を増やしますと、またその部分が農振農用で、農地除外といふことがあるので、それをするといふ時間的に一年ぐらいかかるかなといふ私の思いがまし

たのでちよつと無理かなといふことで、ならば、少し不整形であるけれども、この形で行けるかどうかということも議論した思いがあります。形が収まるというふうなことでありましたので、ならばやむを得ないといふことで、時間的な中、また、財源的な中でやむを得ないといふことで、私は判断した記憶を持つております。その経過の中で、多分、管理者もそのような判断をして、今の形になったといふふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

小野澤康弘委員 ありがとうございます。

既に事業が進んでおる中でこのような確認をさせていただくのは少し心苦しかったんですが、当初の計画から形態が変わっているものですか、その上の見直しを含めた中で、ある意味では今日の議題になつておりますけれども、造成費等もいろいろ変わつてきているようなお話でもありますので、改めて正副管理者の確認をさせていただいたわけであります。

確認させていただいたところ、現実的なリスクのある部分、または計画に対するスケジュール感の重視といふことがある部分で最優先されているのかなといふふうに感じました。

一方で、不整形だからよいと言っているようには聞こえなかったんですが、私としましては、最後になりますけれども、冒頭委員会に付託されたことを考えますと、スケジュール感はスケジュール感として、これまでの構想から計画はあるものの、消防機能の確保は当然のことだと思えます。

また、改めまして、消防の組合も含めて、本来であれば構想、計画が既に来て、委員会の中でも議論されておるわけですが、前回も大きな地震等もございました。その中では、今後、また首都の直下型の地

震や大きな水害等がいろいろな状況で想定される可能性もあります。

そこで防災力の強化や自主防災等の地域力アップなどを考えますと、間口をしっかりと取ったスペースというものが私は必要かと。土地の形態は欠くべき、そう思ったわけでありませう。

現状は現状として進めていかなければいけないという御事情もよく分かっておりますので、今後、将来にわたりまして、事業用地につきまして、間口の確保とともに、今回お示しいただいた見送った土地ということでありませうけれども、A用地・B用地の確保により、将来の拠点になるわけですから、価値を増進することが当然できるわけでありませうよ。

そういう中、消防局の新庁舎はもとより、今計画している拠点をより意義の高いものにしていくべきと考えます。ぜひ、そういうお考えなんかも、すぐというわけにはいかないでしょうけれども、今後お考えになつてみたらどうなのかというふうに発言させていただきませう。もし、お考えといいますか、御発言できるようなことがあれば、聞かせていただければというふうに思います。

柿田有一委員長 管理者、どうでしょうか。

管理者 ただいまの点でございますが、当初取得予定で、今回、用地として一度取得しないまま進めることを決めた西側の当初の出入り口に当たる部分の土地につきましては、もちろん条件を整えれば、より広い出入り口を確保するという趣旨もございませうので、その時点で取得を検討していききたいというふうに考えております。

それから、図でいうと北東側の、四角い部分の土地でございますが、その土地につきましても、今後、大規模災害等の場合の受援施設等を設けるというような必要性もあろうかというふうに考えておりますので、まずは現在の庁舎建て替えをしっかりと進め、その後それぞれの部分につきまして、条件を整えば取得の方向に向けて努力したいというふう

に考えております。

以上です。

小野澤康弘委員 いろいろ聞かせていただきましたけれども、今、管理者のほうから現状最優先だということがよく分かりました。また、将来につきましても、いろいろお考えがあるようでございませうので、これをもって私の質問は終わりにさせていただきますたいと思ひます。ありがとうございました。

柿田有一委員長 委員の皆様から御質疑、御意見等がございましたら御発言をお願いいたしますが、いかがでしょうか。

道祖土証副委員長 一点だけ。

私も基本的には小野澤委員と同じ考え方だと思ひつています。本當に御足労していただいて、ありがとうございます。

一点だけお聞きしたいのは、造成工費が大幅に、十億円ぐらいですか、上がった。面積が変わつて、基本設計が変わらないでやるには、面積が不整形になりますけれども、私が聞いたときには金額も変わらないからということだったんですけども、管理者、副管理者は、大幅に造成工費が上がることも含めて納得していったということではよろしいのか。その一点だけお聞きします。

管理者 御答弁申し上げます。

造成工費につきましては、私も当初二億円というものが十億円を超える金額になるという数字が出てまいったときに、大変驚いて、いろいろ理由等を確認するとともに、地下の貯水槽ではなくて、訓練棟部分を掘り下げて、オープンな遊水地を兼ねた訓練棟ができないかと、いろいろほかの工法、お金のかからない工法を検討させました。

しかしながら、そういうようなほかの代替的な比較のお金のかからない工法もいろいろ条件で難しいということなので、この十億円を超



える造成費用もやむを得ないかなというような結論に達したわけでございます。

振り返ってみると、当初の二億円という見積り自体が少しアバウトといえますか、もう少ししっかり精査をしてやるべきであったものであろうかというふうに、今となつては考える次第でございますが、現在の十億円を超える金額というのはやむを得ない金額であるというふうに考える次第でございます。

以上です。

柿田有一委員長 同じく副管理者も少しこの点について言及できる部分があれば。

同じであれば、結構ですが。

飯島副管理者 御質問をお受けいたしました。

考え方は同じでございます。

事務局のほうから説明を受けたときに、文字どおり驚いたということ、なぜだということ、そういう意味では詰問をしたようなことになりません。

結果的には、先ほど管理者が申し上げたとおり、当初、もう少し精緻に二億円を調べておけばよかつたのかなというふうな思いはありましたが、ここに至ってはもうやむを得ないと。一円でも安くということ、いろいろな工法を検討し直すようにというふうなことで指示をした記憶はございます。

そういう中で、市長も同じような考えだろうなというふうなことで、市長からもそのようなことを言われたというのを後でまた報告を受けまして、当然であろうということ、いずれにしても経費を少しでも安くということ、終わつたというか、決裁したというか、承認をしたというふうに考えておるところでございます。

柿田有一委員長 ありがとうございます。

道祖士証証副委員長 ありがとうございます。

検討して、我々も出たときに、急に十億円ぽんと出てきたのでびっくりしたんですけれども、管理者も、副管理者も同じように驚いて、それに対しての検討はするということ、やっていったということなので今回は納得いたしましたので、それを頭に入れながら、今後、議会も進めたいと思います。よろしくお願いします。どうもありがとうございます。

柿田有一委員長 他の委員の皆様から、御質疑等はございますか。

よろしいですか。

今、御発言等ございました。正副管理者も誠実な御答弁、ありがとうございます。一定程度お金のかかる事業でございますので、かけただけの価値があるように、今後ともぜひ意欲的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

なお、正副管理者につきましては、ここで退席いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者がいる)

(休憩)

(再開)

柿田有一委員長 続きまして、資料の説明をお願いします。

新消防庁舎建設準備室長 それでは、議題「(1)造成工事について」、御説明を申し上げます。資料等もございますので、大変恐縮ですが、着座で説明させていただきます。

前回、三月十八日の特別委員会では、土木工事費の検証について、資料を基に御説明させていただきました。

その中で、工事費については検証前でございますので精査中と御報

告させていただきますが、三月二十八日に検討委員会において、施工方法、スケジュール及び概算事業費の検証が済みましたので、本日は資料を基に御説明申し上げます。

それでは、資料一、土木工事費の検証について御覧ください。

造成工事等の各工種につきましては、前回から変更はございません。

次に、工事費でございますが、造成工事費三・六億円、擁壁工事費一・六億円、雨水貯留槽工事費四・六億円、外周道路工事費一・七億円、合計十一・五億円で、当初と比較しますと二億円程度の減額となりました。

以上が、資料一、「土木工事費の検証について」の金額の説明でございます。

続きまして、事業スケジュールについて御報告申し上げます。

前回の特別委員会でお示しいたしましたスケジュールでございますが、令和四年度から六年度までの計画内容に変更が生じたので、改めて御説明申し上げます。

資料二、「川越地区消防局・川越北消防署新庁舎工事スケジュール（案）」の下端にございます施工手順と施工箇所を御覧ください。

最初に、令和四年度、本年度の変更箇所でございます。

施工手順にございます③サンドマット・ドレーン・盛土（二期盛土）でございますが、改めて土量の積算を行いまして、雨水貯留槽部分まで盛土する計画でございましたが、庁舎棟の敷地を優先して盛土することに変更いたしました。

次に、令和五年度の変更内容でございますが、雨水貯留槽設置工事を計画しておりましたが、庁舎棟工事による発生土と第一期盛土の余盛分を二期盛土に転用し、雨水貯留槽設置部分を含む総合訓練場敷地の盛土を行う計画に変更いたしました。

次に、令和六年度の変更内容でございますが、当初、第三期盛土と外周水路工事を予定しておりましたが、雨水貯留槽工事を令和五年度から令和六年度に変更いたしました。

御説明申し上げますが、本年度の工事内容について、御説明を申し上げます。

なお、スケジュール変更による庁舎などの建築工事等への影響はございません。

最後になりますが、本年度の工事内容について、御説明を申し上げます。

参考資料、「造成工事参考図」を御覧ください。

五月下旬に入札を行い、落札業者が決定いたしましたら臨時議会に契約議案を上程し、議決をいただきましたら、八月下旬頃から工事着工を計画しております。

工程でございますが、最初に、事業用地内の道路や畑を取り除き、敷地全体のレベルをそろえる整地作業を行います。

次に、九月頃から表土改良を行います。

農耕土である表土は地下約一メートルまでに位置しており、この層は稲わらや枯草など有機物を多く含み、地盤沈下が予測できませんので、地下約一メートルの農耕土をセメントと攪拌し、改良処理を行います。

次に、十月頃から圧密沈下促進対策として、事業用地全体にサンドマット及びドレーン処理を行います。サンドマットは事業用地全体に約五十センチの厚さを敷きならしめます。

続いて、地下水を吸い上げるドレーン材を事業用地全体に均等に、平均して地下十四メートル程度まで打ち込む計画です。

参考ですが、このドレーン材は数年で土に分解されるもので、建築への影響はございません。

次に、十一月頃から土の受入れを開始します。盛土の高さは、田んぼの現地盤から約三メートル程度になりますので、盛土の周囲をのり面にし、安定を図ります。

三月末には、第一期盛土の完了により、圧密を開始し、約八か月間で圧密沈下を完了する計画でございます。

以上が、資料二、「川越地区消防局・川越北消防署新庁舎工事スケジュール(案)」の変更についてでございます。

続いて、資料一の一「川越地区消防局・川越北消防署新庁舎建設事業の経過」でございますが、こちらの資料は、三月十八日の本特別委員会において、令和三年年度の測量業務委託(その三)の事業期間の末日が「令和三年一月三十一日」と記述しておりましたが、「令和四年」の誤りではないかと御指摘をいただきまして、口頭で「正しくは、令和四年」と修正させていただきましたが、改めて資料を訂正し、お配りさせていただいたものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議題「(1)造成工事について」の御説明とさせていただきます。

柿田有一委員長 説明は終わりました。

委員の皆様から御質疑、御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

樋口直喜委員 御説明ありがとうございます。

内容等、進め方等は、先ほど管理者等々のお話を聞きましたので、ある程度理解をさせていただいたんですが、改めて確認で、今、最後にお示しいただいた一の一の資料の中で、事業費が出てくるところが幾つかあるかと思えます。

「建築設計」のところだと令和元年の三月、「特別委員会」でも三月に「基本設計について概算事業費の報告」と。その上で、令和三年に飛

びまして、七月から八月の頭ですか、「基本設計見直し概算金額」というのが出ていて、十月に「特別委員会」のほうに「造成費約十三億円」が示されたという流れかと思うんです。

まず初めに令和元年度の三月、「建築設計」の「概算事業費の提示」というときに示された金額、また、「特別委員会」のほう、この三月、特別委員会で示されたのは二億だと思うんですけど、そういったところで、もともと建築設計で見えていた金額と特別委員会に示された金額を改めて教えていただきたいと思えます。

新消防庁舎建設準備室長 確認したいので、しばらくお時間をいただいてもよろしいでしょうか。

(休憩)

(再開)

新消防庁舎建設準備室長 造成工事費の推移でよろしいでしょうか。

樋口直喜委員 はい。

新消防庁舎建設準備室長 まず、令和元年度のときには、造成工事費につきまして二億円。失礼いたしました平成三十年のときに二億円。令和元年度、二億円。それから、令和三年九月三十日のときに、約十三億五千万という数字をお出しさせていただいております。

樋口直喜委員 「建築設計」のほうで令和元年度三月に「概算事業費の提示」というのは、恐らく皆さんのほうに提示された金額があるかと思うんですが、けれども、そこと令和三年度にも「基本設計見直し概算金額」というのが出ていると思うんです。

今までの御説明だと、基本計画をされてから七か所のボーリングをさされて、ある程度金額は見えてきたんだけど、当初の二億円からかなりかけ離れていたのが再検討させる時間を要していた。その間に、令和元年度三月には当初の概算であった二億円を特別委員会に提示したと

いうふうに記載しているんですけども、そういった意味で、実際には令和元年度の「建築設計」、三月「概算事業費の提示」というのは、お幾らだったのかというのをお示しただければと思うんです。

新消防庁舎建設準備室長 今、手元に資料はございませんが、おおむね十三億強の数字が一旦示されたところですが、先ほど申し上げたように、二億円とのかけ離れた金額でしたので、改めてこちらで確認が必要だということで、そのまま二億円で提示のまま行ってしまったということでございます。

樋口直喜委員 ありがとうございます。

そういう意味では、令和元年度に、もうあらかた十三億円近くかかることは把握されていて、とはいえ、かけ離れていたもので、特別委員会には、十三億が見えていたんだけど、二億円として御説明がなされた。その後、正規にもう一度出し直してみただけでも、やはり十三億円かかって、ここで少しでも減らすようにということで、建設部のほうにお力をいただいて十一億五千万まで下がったよという流れということの認識でよろしいでしょうか。

新消防庁舎建設準備室長 そのとおりでございます。

おおむね、改めて市・町の委員会を通して、川越市建設部を中心に検証をお願いいたしまして、工法等々金額等を確認していただいて、今回、提示させていただいた金額について、おおむね金額が出されたものでございます。

樋口直喜委員 ありがとうございます。

その上で、改めて前回も少しお話しさせてもらったんですけども、詳細設計に二億円かけて設計していただいて、十三億五千万というのがもともと出ていたんだと思うんですね。それを十一億五千万になりましたといったときに、二億円かけた合理的な必要経費ですね、十三億五千

万というもの。そこから二億円減るということに対して、機能だったりとか、そういったものに関して、何か不具合とかマイナスなところが出てくるようなことはないのか、念のため確認させていただき。

新消防庁舎建設準備室長 今、実施設計の契約金額では約二億三千万ということで契約させていただいていますが、それは建築設計全て含めての二億三千万でございます。

そういう形から、今回、造成工事の変更がございましたが、今進めている機能等々、こちらが求めているものに大きな支障が出るということはないかと。

柿田有一委員長 よろしいですか。

他に御質疑、ございますか。よろしいですか。

―質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

以上で消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを終了いたします。

(休憩)

(再開)

新消防指令センターの整備について

柿田有一委員長 次に、新消防指令センターの整備についてを議題といたします。

前回の会議で答弁の不足していたことについて、説明を受けたいと思います。説明願います。

指揮統制課長 前回、質疑において不足していましたことにつきまして、御説明させていただきます。

一点目の、指令台数を一台増やすことによって、どのくらいの予算を見込めばいいのかについてでございます。

指令台一台の概算額につきましては、約二千三百万円を見込んでいます。

続きまして、二点目の増台した一台で、年間どのぐらいの件数が処理されるのかについてでございます。

新たな消防指令センターで指令台を一台増台した場合の一台当たりの処理件数につきましては、令和三年の一一九番通報件数二万七千四百四件を四台で見ますと、一台当たり約六千九百件が処理されるものでございます。

以上でございます。

柿田有一委員長 説明は終わりました。

委員の皆様から御質疑、御意見等ございましたら、御発言をお願いします。

片野広隆委員 ありがとうございます。

すみません。前回の質問で不足していた部分でやらせていただきたいんですが、一台当たり二千三百万円というのは理解をさせていただきました。

そこで、現状の指令五台を新たなところで整備する総額と一台増やして六台にするときの整備費用は、それぞれ合計額ってどれぐらいか。価格は一台増やして二千三百万円になると思うんですけども、五台整備のときの総額と六台整備のときの総額はどうか。それぞれどれぐらいの金額になりますか。計算してないですか。

指揮統制課長 少し時間をいただいでよろしいでしょうか。

(休憩)

(再開)

指揮統制課長 今の質問に対しまして、御答弁申し上げます。

一台当たり二千三百万円ほどとなりますが、その他指揮台等を合わせまして、そういった中で費用というのは、金額が少し計算できないものでございまして、現在、次期消防指令センターの総予算額としまして

十億七千万円ほどを計上させていただいておるところでございます。細かなそれについては、現時点では判明しないものでございます。

以上でございます。

片野広隆委員 先ほどの土地整備にも絡んでくると思うんですけども、今回の整備構想が出されて、五台体制から六台体制にというお話をいただいで、我々はその判断をしていくわけですよ。本当に六台必要なのか。今の五台体制では対応し切れないのか。そういう判断をするために我々はどういう場で、細かい話になってしまいますけれども、数字だとか、現況だとかを質問させていただくんですね。

前回、人口動態ですとか、通報件数なんかも聞かせていただきましたけれども、人口は減っていく。ただ、救急などは増えていくだろう。災害対応は増えていくだろうというお話をいただいても、それを増やさないうようにしていくのも皆さんのお仕事の一つですよ。予防課さんがあったりだとか、一件でも火災を少なくするですとか。

そういう仕事も含めて新庁舎に六台必要なのかどうかというのを、予算面など我々が判断していく上で、現況の五台を新庁舎に整備したらどれぐらいかかって、六台体制にしたらどれぐらいかかって、その差額がどれぐらいになりますという話は、この基本構想を検討する段階で、皆さん、考えなかつたんでしょうか。

川越市の予算も、川島の予算も、青天井ではないんですよ。打ち出の小槌を持っているわけではないですから、出せる金額はある程度限られてくる中で、よりよいものを整備していこうと。それは共通の思いだと思いますけれども、その判断材料を我々はいただかないと、これは本当に必要なんですかという話になるんですよ。

であれば、この構想をもう一回検討し直したほうがよろしいんじゃないんですか、まだ時間はあるでしょうから。我々の質問に耐え得るだけ

の検討をして提案をされたほうが、これから先ほかの委員さんからも、違う角度、違う視点から質問されるでしょうから、これぐらいの質問で止まってしまふんであれば、もう一回検討し直したほうがよろしいんじゃないかなと申し上げておきたいです。

以上です。

柿田有一委員長 どなたか、御答弁、大丈夫ですか。

消防局長 御指摘のとおり、一台増やすことのメリット、その必要性について、説明が不足していたものだと思います。

基本構想の検討の中で、一一九番の着信状況について改めて調査をさせていただきました。

そのところ、一一九番通報が多数入電している状況におきまして、百件に一件程度の割合で話し中になることが判明しております。そちらのほうを考慮した場合にこれが解消できる。一台増やすことよって解消ができる。百件に一回と申しましても、千回になれば十回、さらに増えれば百回という形になりますので、そこを解消していくために、よりよい住民サービスを提供するために一台増やしたいというもので、構想に入れたものでございます。

以上でございます。

柿田有一委員長 よろしいですか。

今、御指摘いただいたところ、必要性については、必要性の背景などが、今、御答弁ありましたけれども、積算に当たっては、特にお金の問題はシビアなやり取りがこの間、今日の特別委員会も続いています。無原則に金額を積み上げているわけではないと思うんですよ。

積算根拠が必ずあるものと我々は理解をしながら質疑をしていますので、求められた積算根拠については、概算的な積算でも、根拠があつて積算をされるものでしょうし、そういったものを含めて、ほかの細かい

数字の変更だとかについて、少なくとも委員さんの求めに何らかの形である程度理解できる形の答弁に努力をしていただくということは、今後必要になってくるだろうと。片野委員の指摘はそういうことだろうと思います。

これは、前段の土地造成の問題でもありましたので、求められたときに必要な答弁ができる準備、また、そういうところで十分答弁ができれば、時間がある程度置いて示しますという必要性については、示していただくのがありがたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか、局長。

消防局長 御指摘、ありがとうございました。

今までの消防局の体制として、議会に対する説明が不足していた点、また、全部材料がそろわない限り御報告をしなかったという経緯も含めて、改めてその体制をしっかりと見直したいと思えます。

そして、当日、併用させていただける説明については、必ずその根拠等々も含めて、改めて御説明できるように準備をさせていただきます。

御指摘、ありがとうございました。

柿田有一委員長 他の皆さんから、御質疑、御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

市からも職員の派遣も受けていますので、必要な体制準備をしながら臨んでいただきたいと改めて申し上げます、終わりたいと思います。

質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

○今後の進め方について

柿田有一委員長 次に、今後の進め方についてを議題といたします。

(休憩)

(再 開)

柿田有一委員長 お諮りいたします。

本特別委員会の付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関することは、休憩中に御協議いただきましたとおり、今後、庁舎等工事や雨水貯留槽工事が予定されています。よって、本特別委員会として、庁舎等工事や雨水貯留槽工事について引き続き調査したいので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 御異議がありませんので、本件については、地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査とすることに決定いたしました。

今回の日程については、私のほうで調整させていただきますので、御協力のほどをお願いいたします。

以上で今後の進め方についてを終了いたします。

○その他について

柿田有一委員長 次に、委員の皆様からその他何かございますでしょうか。

(「なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 よろしいですか。

事務局から何かありますか。

(「特にございません」と言う者がいる)

柿田有一委員長 以上で、その他を終了いたします。

なお、委員の皆様申し上げます。

委員会会議録の調整につきましては、作成でき次第御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

○閉会中の特定事件については、地方自治法第百九条第八項の規定による継続審査とすることに決定した。

○閉 会 午後三時〇分